

高額療養費制度 8 月から月額限度額引き上げ

医療保険制度改正法の成立により、今年 8 月から高額療養費制度の月額限度額の引き上げが行われる。引き上げは段階的に 2 回行われ、今年 8 月からは全区分で引き上げがされ、来年 8 月からは住民税非課税世帯以外の現 4 区分を 12 区分とし、限度額も区分に応じて細分化される。例えば年収 700 万円の場合、月額上限が現行の「80,100 円＋（医療費－267,000）× 1 %」が、8 月から「85,800 円＋（医療費－286,000）× 1 %」、2027 年 8 月から「110,400 円＋（医療費－368,000）× 1 %」となり、改定前から大幅な引き上げとなる。

年間上限が新設

長期療養者への配慮として年間上限が新設される。月々の自己負担額が積算され、年間上限に達した場合、当該年（8 月～翌年 7 月）においてそれ以上の負担は不要となる。年間上限については、2027 年 8 月以降もほぼ据

え置きだが、住民税非課税には該当しないが、年収 200 万円未満場合は、年間上限が 53 万円から 41 万円に引き下げられ、多数回該当についても 44,400 円から 34,500 円に引き下げられる。

外来特例の限度額引き上げ

70 歳以上の外来受診分の負担を抑える「外来特例」の限度額も引き上げられる。住民税非課税の場合は、8 月から 11,000 円、来年 8 月からは 13,000 円に引き上げられ、年間上限 96,000 円が導入される。住民税非課税でも一定所得以下に該当する場合は 8,000 円で据え置きとされた。年収約 370 万円までの一般の区分に該当する場合は、今年 8 月から 22,000 円、来年 8 月からは細分化された区分に応じて最大 28,000 円まで引き上げられる。また、外来特例の対象年齢については、今年度中に高齢者の窓口負担の見直しと併せて議論される予定。

表. 高額療養費制度の見直し案（厚労省資料より）

所得区分	～ 2026 年 7 月		2026 年 8 月～			2027 年 8 月～			
	月額上限 (多 多数回該当)	外来特例 (70 歳以上)	月額上限 (多 多数回該当)	年間上限	外来特例 (70 歳以上)	所得区分	月額上限 (多 多数回該当)	年間上限	外来特例 (70 歳以上)
年収約 1,160 万円～ (標報：83 万円～)	252,600 + 1 % (多 140,100)		270,300 + 1 % (多 140,100)	1,680,000		年収約 1,650 万円～ (標報：127 万円～)	342,000 + 1 % (多 140,100)	1,680,000	
						年収約 1,410 ～約 1,650 万円 (標報：103 ～ 121 万円)	303,000 + 1 % (多 140,100)		
						年収約 1,160 ～約 1,410 万円 (標報：83 ～ 98 万円)	270,300 + 1 % (多 140,100)		
年収約 770 ～ 約 1,160 万円 (標報：53 ～ 79 万円)	167,400 + 1 % (多 93,000)		179,100 + 1 % (多 93,000)	1,110,000		年収約 1,040 ～ 1,160 万円 (標報：71 ～ 79 万円)	209,400 + 1 % (多 93,100)	1,110,000	
						年収約 950 ～約 1,040 万円 (標報：62 ～ 68 万円)	194,400 + 1 % (多 93,100)		
						年収約 770 ～約 950 万円 (標報：53 ～ 59 万円)	179,100 + 1 % (多 93,100)		
年収約 370 ～ 約 770 万円 (標報：28 ～ 50 万円)	80,100 + 1 % (多 44,400)		85,800 + 1 % (多 44,400)	530,000		年収約 650 ～約 770 万円 (標報：44 ～ 50 万円)	110,400 + 1 % (多 44,400)	530,000	
						年収約 510 ～約 650 万円 (標報：36 ～ 41 万円)	98,100 + 1 % (多 44,400)		
						年収約 370 ～約 510 万円 (標報：28 ～ 34 万円)	85,800 + 1 % (多 44,400)		
～年収約 370 万円 (標報：～ 26 万円)	57,600 (多 44,400)	18,000 (年 14.4 万)	61,500 (多 44,400)	530,000 (※)	22,000 (年 21.6 万)	年収約 260 ～約 370 万円 (標報：20 ～ 26 万円)	69,600 (多 44,400)	530,000	28,000 (年 21.6 万)
						年収約 200 ～約 260 万円 (標報：16 ～ 19 万円)	65,400 (多 44,400)		28,000 (年 21.6 万)
						～年収約 200 万円 (標報：～ 15 万円)	61,500 (多 34,500)	410,000	22,000 (年 21.6 万)
住民税非課税 【70 歳未満】	35,400 (多 24,600)		36,900 (多 24,600)	290,000		住民税非課税 【70 歳未満】	36,900 (多 24,600)	290,000	
住民税非課税 【70 歳以上】	24,600	8,000	25,700 (多 24,600)	290,000	11,000 (年 9.6 万)	住民税非課税 【70 歳以上】	25,700 (多 24,600)	290,000	13,000 (年 9.6 万)
一定所得以下 【70 歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000	8,000	一定所得以下 【70 歳以上】	15,700	180,000	8,000

※「～約 200 万円（標報：～ 15 万円）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払いをする

県賃上げ支援事業申請開始 申請期限は 7 月 17 日まで

補助要件は、原則として、支援事業の支給額を活用して 2025 年 12 月から 2026 年 5 月までの間、対象職員の

長野県の「診療所等賃上げ支援事業」の申請が 6 月 22 日から受付を開始している。申込締切は 7 月 17 日とされた。対象施設は、2026 年 3 月 1 日時点でベースアップ評価料を届け出ている有床診療所又は無床診療所（内科・歯科）、交付額の上限は無床診療所は 15 万円、有床診療所は許可病床数× 7 万 2 千円（2 床以下は 15 万円）とされた。

ベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を実施するとともに、2026 年 6 月 1 日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること、等が要件とされた。

申請に当たっては、様式第 1 号（診療所等賃上げ支援事業申請書兼実績報告書）、第 2 号（診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書）、第 3 号（診療所等賃上げ支援事業請求書）と振込先口座の通帳のコピーを下表提出先へ提出する。詳細は県ホームページを確認のうえ、申請期限が短いため、対象となる医療機関は、忘れずに申請されたい。



申請ページ（医科）



申請ページ（歯科）

申請期限		令和 8 年 7 月 17 日（金）	
		メールの場合：令和 8 年 7 月 17 日受信分まで 郵送の場合：令和 8 年 7 月 17 日消印有効	
提出方法	医科	電子メール：seisansei@pref.nagano.lg.jp 郵送：〒 380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁医師・看護人材確保対策課 診療所等賃上げ支援事業担当 宛 問合先：026-235-7236（長野県医師・看護人材確保対策課）	
	歯科	電子メール：chinageshien@pref.nagano.lg.jp（原則メール、郵送対応も可） 問合先：026-235-7112（長野県健康増進課）	